

ISOにおける教育訓練に係る国際規格発行に向けた検討について

1 検討内容・分野

- ISO（国際標準化機構）にあつては、これまで鉱工業分野を中心に国際規格発行等の活動を行ってきたが、近時、サービス分野についても、その活動の国際化等を背景に、国際規格の発行に向けた検討が順次進捗。
- こうした検討の一環で、「人材育成と非公式教育サービス」（現時点の作業上の定義：「非公式教育分野の学習サービスを提供する、あらゆる規模の組織または個人」）分野に係る、国際規格発行に向けた検討が開始。
→想定される典型的な対象は、民間の語学学校、職業分野の社会人教育等

2 検討体制

- 本件に係る個別規格審査を行うためのISOの専門委員会として、2006年11月に「TC（Technical Committee）232」が発足（提案国：ドイツ）。
- TC232には、現在、我が国を含む26か国が参画。
- TC232に参画する我が国の国内審議団体（日本工業標準化調査会承認）は「人材育成と教育サービス協議会」（本分野の学識経験者、民間教育訓練機関、企業等関係者が委員として参画、関係省庁（厚生労働省、経済産業省、文部科学省等）がオブザーバー出席）。

3 検討スケジュール

- ISOのルールとして、検討開始から規格発行までの期間は原則3年、最大5年以内。
- 2007年3月にTC232第1回会合（ドイツ（ベルリン））、2008年4月に第2回会合（米国（フィラデルフィア））、同年11月に第3回会合（豪州（シドニー））がそれぞれ開催。
- 次回以降^(※)、各国の民間教育訓練市場の状況、教育訓練制度・ガイドライン等を踏まえ、規格発行に向けたより具体的な議論が行われる見込み。

※ 2009年3月に日本（東京）にて開催予定

雇用・能力開発機構の役割

- 雇用・能力開発機構の職業訓練に関する品質保証システムは、ISO国内審議委員会でも我が国で他に例のないものと認知。これら事業資源の特長を活かし体系化した上で、基準・目標等を具体化・明確化した「雇用・能力開発機構が実施する教育訓練サービスに関するガイドライン」を策定予定。今後これらを以下の観点から活用する計画。

〈意義〉

I. 機構自らの訓練事業のノウハウ・品質保証システムの発展

- 雇用のセフティネット確保、ものづくり基盤人材育成等を図る上で、機構の訓練事業の品質の一層の発展が求められるもの
- ガイドラインという形態で品質保証システムを明確化することで、国民に対する安心感、訴求力向上をもたらすとともに、訓練事業のノウハウ・システムの継続的発展にも資するものと期待

II. 民間の教育訓練サービスの品質保証・向上への貢献

- 教育訓練の品質保証・向上は、民間教育訓練機関、中小企業にも共通の課題
- 機構の品質管理システムは、委託訓練を通じ民間機関への適応性が一定確認されており、民間機関がこれを活用することで、その品質保証・向上、効率化に寄与すること、さらには、機構のノウハウ・システムをベースに官民共同で国内ガイドライン等の整備が進められることが期待。

III. ISO/TC232(人材育成と非公式教育サービス)の議論、規格化への反映

- ISOの議論に当たり、欧米主要国は国内ガイドラインをすでに備え対応。我が国には従前これに相当するものは存在せず不利な立場。専ら欧米の実態を反映した国際規格が発行された場合、我が国経済・社会の基盤となる人材育成のあり方にも様々な影響を及ぼすことが懸念
- 機構の品質保証システムと、これを反映したガイドラインを、我が国教育訓練サービスの品質管理システムの水準、特長を示すものとして、ISOの議論、規格化に反映することが期待

機構の訓練事業資源・システムの特長

- ★マクロ・地域独自の人材ニーズを共に反映する、産業界とのネットワーク構築
- ★「職務とこれに連動した教育訓練の網羅的データベース」である生涯能力開発体系の理論知としての整備
- ★能力開発の専門家集団による実践知の蓄積
- ★これらの重層的なPCDAによる訓練プログラム等の不断のアップデート

雇用保険二事業について

雇用保険二事業とは

失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策 —失業等給付の給付減を目指す—

事業内容

① 雇用安定事業 【20年度予算 1,995億円】

○事業主に対する助成金

- ・若年者や中高年齢者の試行雇用を促進(試行雇用奨励金) ・高齢者や障害者を雇用する事業主を支援(特定求職者雇用開発助成金)
- ・創業や雇用を増やす事業主を支援(自立就業支援助成金、地域雇用開発助成金) ・失業予防に努める事業主を支援(雇用調整助成金)
- ・仕事と子育ての両立を支援(育児・介護雇用安定等助成金) 等

○中高年齢者等再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援

- ・就職支援ナビゲーターや再チャレンジプランナーによるきめ細かい就職相談・職業紹介 等

○若者や子育て女性に対する就労支援

- ・ジョブカフェ、マザーズハローワーク等における職業紹介、情報提供 等

② 能力開発事業 【20年度予算 1,296億円】(うち機構分 974億円)

○在職者や離職者に対する訓練

- ・日本版デュアルシステムの実施 ・公共職業能力開発施設の設置・運営 ・専修学校等の民間教育機関を活用した職業訓練の推進

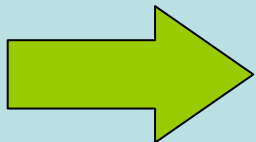
○事業主が行う教育訓練への支援

- ・キャリア形成促進助成金 等

○職業能力評価制度の整備

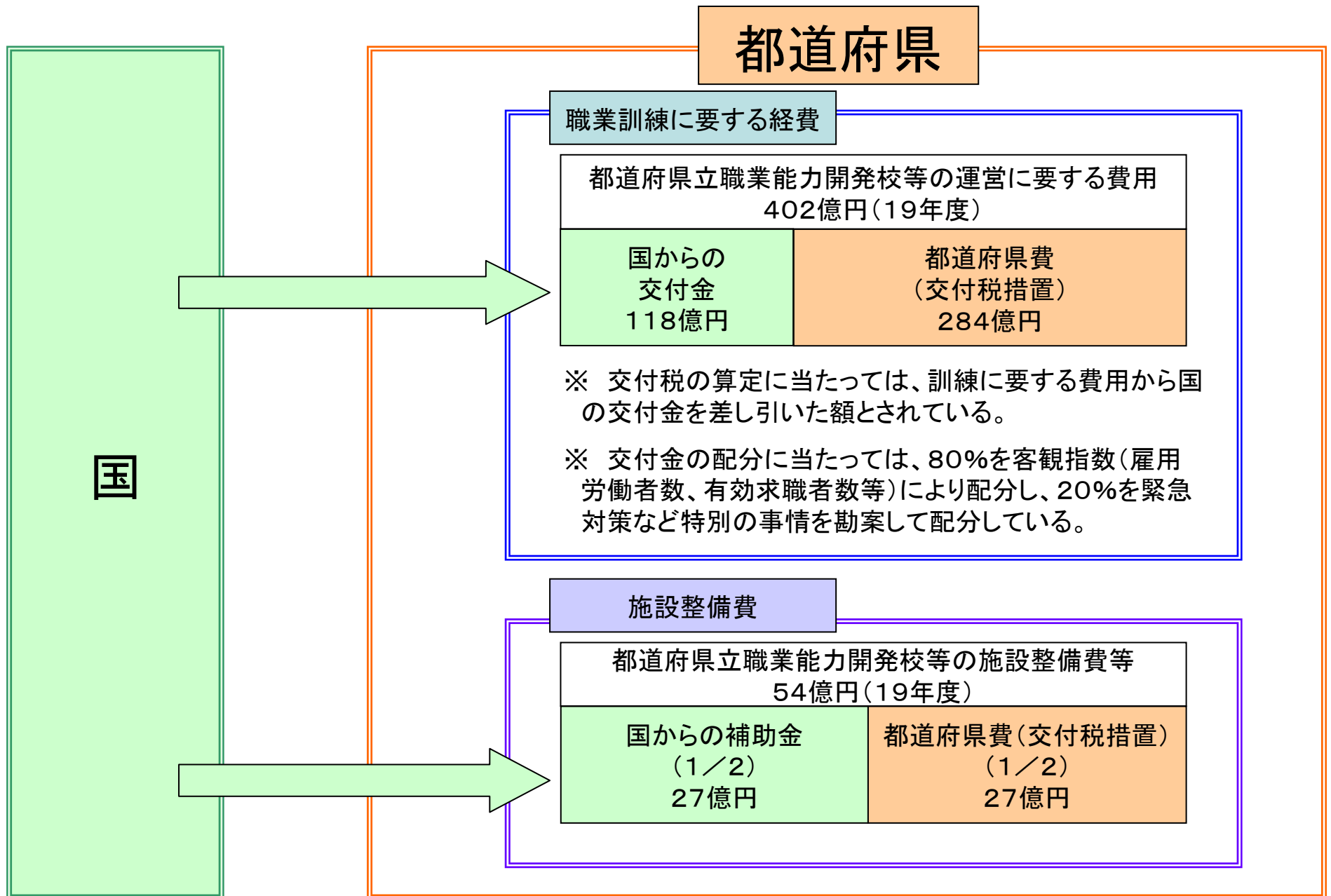
○ジョブ・カード制度の構築

※赤字は(独)雇用・能力開発機構が担う事業
(また、事業主に対する助成金の一部も機構で実施)



リストラ等雇用上の諸問題が企業行動に起因するところが多く、また、これらの問題の解決が事業主にも利益をもたらすため、**事業主の保険料(雇用者の賃金総額の0.3%分)のみを原資。国庫負担はない(税金は投入されていない)。**

現在の都道府県に対する補助金・交付金制度



職業訓練業務に係る経費（平成19年度実績）

職業訓練の種別	訓練期間	年間 受講者数 (在校生数)	訓練実施経費		訓練生一人当たり経費			
				うち本人負担分		うち本人負担分	うち国負担分	
(職業能力開発促進センター等) 離職者訓練		113,330人	445.6億円	(一)	393千円	(一)	(393千円)	
施設内訓練	標準6ヶ月	28,949人	233.7億円	(一)	807千円	(一)	(807千円)	
委託訓練	標準3ヶ月	84,381人	211.8億円	(一)	251千円	(一)	(251千円)	
(職業能力開発促進センター等) 在職者訓練	2日～5日	50,498人	34.4億円	(10.2億円)	68千円	(20千円)	(48千円)	
(職業能力開発大学校等) 高度技能者養成訓練	2年	7,215人	218.3億円	(28.0億円)	3,026千円	(388千円)	(2,637千円)	
(職業能力開発 総合大学校) 指導員訓練	養成訓練	4年	981人	32.9億円	(4.8億円)	3,350千円	(493千円)	(2,856千円)
	再訓練	5日程度	1,424人	3.0億円	(2.1百万円)	213千円	(1千円)	(212千円)

※訓練実施経費のうち、上記「本人負担分」(本人が支払う受講料等)を除き、いずれも雇用保険料の事業主負担分等からの支出である。

訓練生（学生）一人当たり経費の比較

（単位：千円）

区分	雇用・能力 開発機構	都道府県			国立大学法人			
		愛知県	石川県	愛媛県	A	B	C	D
離職者訓練 (施設内訓練)	807 (807)	732	931	833	—	—	—	—
在職者訓練	68 (48)	9	25	13	—	—	—	—
学卒者訓練	3,026 (2,637)	—	—	—	2,104	2,725	3,681	3,077

注1) 一人当たり経費は、当該訓練の実施に係る経費を訓練生（学生）で除したものである。

注2) 機構、愛知県及び愛媛県は、平成19年度実績、石川県及び国立大学法人は、平成18年度実績である。

注3) 都道府県については、雇用・能力開発機構のあり方検討会（第4回及び第5回）でのヒアリング資料を参考としている。

注4) 国立大学法人については、業務実施コスト計算書等（ホームページより）を参考に、厚生労働省で推計したものである。

注5) 機構の（ ）については、一人当たり経費のうち、国負担分である。

地域職業訓練センターについて（82所）

地域職業訓練センターは、中小企業事業主等に職業教育訓練の場を提供する施設として設置し、地域における職業教育訓練の振興を図ることを目的とする。

概 要

設置・運営

設置：雇用・能力開発機構

運営：ポリテクセンター所在地の都道府県に委託。

委託を受けた都道府県は、職業訓練法人（ポリテクセンター所在地域において職業訓練を実施しようとする諸業界等を構成員とするもの）等へ再委託して実施。

施設内容

地域の実情に応じて、教室、視聴覚教室、実習場、会議室等、職業教育訓練に必要な施設。

事業内容

- ① 地域における中小企業労働者等に各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体等に対し、職業教育訓練の場を提供。
- ② 地方公共団体等が地域住民に多様な職業教育訓練を行う場としても利用可能。

実 績

施設稼働率：55.4%（平成19年度実績） 利用延人数：1,826,467人（平成19年度実績）

雇用・能力開発機構の施設・組織の見直しについて

組織は抜本見直し

職業訓練関係業務に特化

(独)雇用・能力開発機構

職業訓練業務

- ポリテクセンター (全国61所)
- 職業能力開発短期大学校 (全国12校)
- 職業能力開発大学校 (全国10校)
- 職業能力開発総合大学校 (全国1校)

相談・援助関係業務

勤労者財産形成業務

私のしごと館

アビリティガーデン

雇用促進住宅

勤労者福祉施設

- 原則として、各都道府県1つは国で実施
- 都道府県が移管を希望するものについては移管を検討
- 引き続き国が実施
- 4年制の長期課程は廃止し、新たに指導員となる者等を対象とした研修に切替。
- 能力開発業務に限定
雇用開発業務は他機関へ移管

見直し後の法人

職業訓練業務

- ポリテクセンター (原則各都道府県1所)
- 職業能力開発短期大学校 (県が移管を希望しないもの)
- 職業能力開発大学校
- 職業能力開発総合大学校 (研修機関に再編成)

能力開発業務

都道府県への移管の候補

財源・職員の移管が問題

- ポリテクセンター (上記以外で県が移管を希望するもの)
- 職業能力開発短期大学校 (県が移管を希望するもの)

移管について都道府県と協議